



島根県報

令和4年3月16日（水）

号外第25号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の（雇 用 政 策 課） 2
一部改正

告 示

島根県告示第178号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成29年島根県告示第406号）の一部を次のように改正し、令和4年3月16日から施行する。

令和4年3月16日

島根県知事 丸 山 達 也

第3号中「35歳未満の」を「25歳以上35歳未満の島根県内に在住する者若しくは島根県内の事業所に在職中の者又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の者若しくは島根県内に在住する在職中でない」に改める。

第5号中「35歳未満」を「35歳未満の島根県内の学校（4の学校をいう。以下同じ。）の在校生若しくは島根県内に在住する県外の学校の在校生又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中」に改める。